

公的年金等控除の改正

- ① 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。
- ② 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、公的年金等控除は195万5,000円が上限とされました。
- ③ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合には一律10万円が、2,000万円を超える場合には一律20万円が、それぞれ①および②の見直し後の公的年金等控除額から引き下げられました。

65歳未満の場合

改正前

公的年金等の収入金額(Ａ)	公的年金等控除額
130万円以下	70万円
130万円超 410万円以下	Ａ×25% +37万5,000円
410万円超 770万円以下	Ａ×15% +78万5,000円
770万円超	Ａ×5% +155万5,000円

改正後

公的年金等の収入金額(Ａ)	公的年金等控除額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	Ａ×25% +27万5,000円	Ａ×25% +17万5,000円	Ａ×25% +7万5,000円
410万円超 770万円以下	Ａ×15% +68万5,000円	Ａ×15% +58万5,000円	Ａ×15% +48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	Ａ×5% +145万5,000円	Ａ×5% +135万5,000円	Ａ×5% +125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

65歳以上の場合

改正前

公的年金等の収入金額(Ａ)	公的年金等控除額
330万円以下	120万円
330万円超 410万円以下	Ａ×25% +37万5,000円
410万円超 770万円以下	Ａ×15% +78万5,000円
770万円超	Ａ×5% +155万5,000円

改正後

公的年金等の収入金額(Ａ)	公的年金等控除額		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	Ａ×25% +27万5,000円	Ａ×25% +17万5,000円	Ａ×25% +7万5,000円
410万円超 770万円以下	Ａ×15% +68万5,000円	Ａ×15% +58万5,000円	Ａ×15% +48万5,000円
770万円超 1,000万円以下	Ａ×5% +145万5,000円	Ａ×5% +135万5,000円	Ａ×5% +125万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

基礎控除の改正

- ① 基礎控除額が10万円引き上げられました。
- ② 合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が段階的に減少し、2,500万円を超えると、基礎控除は適用されなくなりました。
- ③ ①および②の見直しに伴い、基礎控除が適用されない合計所得金額2,500万円超の納税義務者は、調整控除*が適用されなくなりました。

*税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除(基礎控除、扶養控除等)の差額に基づく負担増を調整するため、所得割額から一定の金額を控除するもの

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下		43万円
2,400万円超 2,450万円以下	33万円	29万円
2,450万円超 2,500万円以下		15万円
2,500万円超		適用なし